

サービス付き高齢者向け住宅の整備に関するご注意

～ 神奈川県よりお知らせ ～

登録事業者・設計者・工事監理者・施工者の皆様へ

神奈川県では、県所管区域（政令市・中核市を除く。）において登録され、建物が完成したサービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）を対象に、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「高齢者住まい法」という。）第24条第1項に基づく立入検査を実施し、高齢者住まい法に係る高さ、幅等のバリアフリー基準（以下、「基準」という。）の適合状況について確認を行っています。

これまでの立入検査の結果、基準に適合せず、改善指導を行った事例が見受けられました。

【改善指導を行った事例】

- 1．バルコニー・主たる共用の階段の手すりの高さ、手すり子の間隔
- 2．バルコニーの出入口の段差寸法
- 3．出入口の有効幅員

関係者の皆様におかれましては、施工にあたり基準に適合するよう、十分に留意していただきますようお願いいたします。

基準については、下記の県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360434/p753012.html>

完了報告書の提出について

登録を受けたサ高住の工事が完了した場合、速やかに完了報告書の提出をお願いします。

様式については下記の県ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360434/p751616.html>

完了検査の実施について

平成29年7月1日以降、工事が完了したサ高住は、共用開始前に完了検査を実施します。

バリアフリー基準に関する問合せ先

公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会

TEL：045-664-6896

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課民間住宅グループ

TEL：045-210-6557（直通）